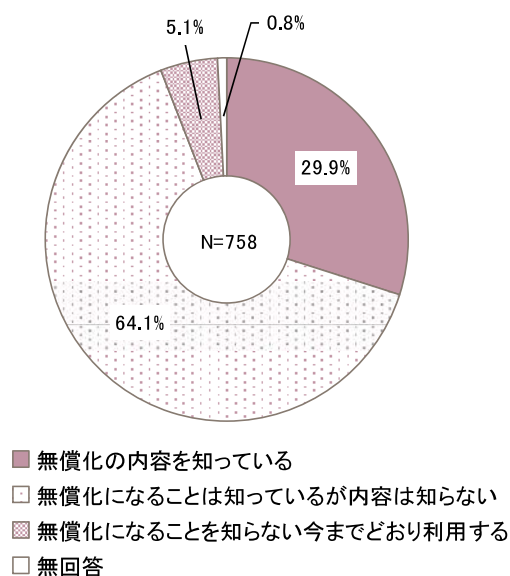


**(7) 幼児教育・保育の無償化について** .....

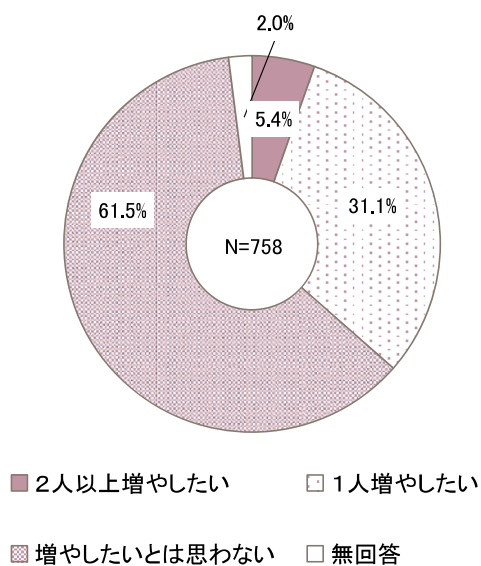
幼児教育・保育の無償化については、「無償化になることは知っているが内容は知らない」が64.1%で最も多く、次に「無償化の内容を知っている」が29.9%、「無償化になることを知らない今までどおり利用する」が5.1%となっています。

図表 30 幼児教育・保育の無償化について



無償化の実現により子どもの人数を増やすかについては、「増やしたいとは思わない」が61.5%で最も多く、次に「1人増やしたい」が31.1%、「2人以上増やしたい」が5.4%となっています。

図表 31 無償化の実現により子どもの人数を増やすかについて



## 8 「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」の評価

本市は、平成 27 年度から、「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取り組みを行ってきました。計画で掲げた事業内容の達成状況は以下のとおりです。

### (1) 教育・保育事業 .....

#### ① 1号認定（教育認定：3～5歳児）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値（人）	606	612	602	598	598
② 実績値（人）	234	655	629	605	-

#### ② 2号認定（保育認定：3～5歳児）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値（人）	1,009	1,018	1,003	995	995
② 実績値（人）	1,091	1,127	1,067	1,030	-

#### ③ 3号認定（保育認定：0歳児）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値（人）	42	42	42	71	71
② 実績値（人）	31	69	89	79	-

#### ④ 3号認定（保育認定：1・2歳児）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値（人）	228	229	228	384	423
② 実績値（人）	291	355	349	351	-

## (2) 地域子ども・子育て支援事業 .....

### ①時間外保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	197	197	196	195	195
② 実績値 (人)	136	151	202	174	-

### ②放課後児童健全育成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	354	353	364	361	363
② 実績値 (人)	315	410	439	512	-

### ③子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	20	20	20	20	20
② 実績値 (人)	1	0	14	4	-

### ④地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	28,712	28,697	28,618	28,603	28,618
② 実績値 (人)	23,688	28,800	24,144	21,840	-

### ⑤一時預かり事業

#### ■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	5,302	5,353	5,270	5,232	5,229
② 実績値 (人)	5,356	5,382	2,237	425	-

#### ■保育所等における一時預かり

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	3,192	3,190	3,181	3,180	3,181
② 実績値 (人)	2,379	2,566	2,204	1,866	-

⑥病児保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	584	587	581	579	579
② 実績値 (人)	256	339	409	374	-

⑦ファミリー・サポート・センター事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	2,243	2,418	2,593	2,768	2,943
② 実績値 (人)	1,935	1,828	1,527	1,251	-

⑧利用者支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (箇所)	1	1	1	1	1
② 実績値 (箇所)	0	0	0	1	-

⑨妊婦健康診査

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	674	670	670	673	671
② 実績値 (人)	659	659	670	603	-

⑩乳児家庭全戸訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	613	609	609	612	610
② 実績値 (人)	613	561	567	578	-

⑪養育支援訪問事業等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 計画値 (人)	61	61	61	61	61
② 実績値 (人)	30	28	12	13	-

## 9 瑞穂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

### 1 総人口の増加と緩やかな少子化の進行

#### ● 現状と課題 ●

全国的に少子化や人口の減少傾向にあるなか、本市では人口の増加とともに児童数も増加傾向を示しています。しかしながら、本市においても男女とも20～30代の未婚率の上昇傾向がみられるとともに、合計特殊出生率は横ばい状態にあることから、将来的には子どもの数は減っていくことが予測されます。そのため、今後は中長期的な視点で保育施設等の環境の整備に努める必要があります。

### 2 女性の就業率の増加と保育ニーズの高まり

#### ● 現状と課題 ●

近年、本市の女性の就業率は上昇傾向にあり、アンケート調査結果からも前回調査に比べて就労している母親は20%程度増加しています。また、現在就労していない就学前児童をもつ母親も、子供の成長に応じて就労したいと考える方の割合が高くなっています。

今後母親の就労率の向上に伴い、保育のニーズも高まっていくことが想定されます。現在の保護者の就労状況や、今後の就労意向に対応できるよう、教育・保育の適切な量の確保を図るとともに、保育人材の確保に努めるなど、利用者のニーズに応じた質の高いサービスを提供していく必要があります。

### 3 放課後の子どもの居場所づくり

#### ● 現状と課題 ●

近年、子どもが保育所から小学校に入学する際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先が見つからず、仕事と子育ての両立が難しくなってしまう「小1の壁」という問題があります。

アンケート調査結果からは、児童の小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について、低学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。これらに続いて、「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」「その他（公民館、公園など）」となっています。

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、子どもの放課後に対する保育ニーズも高まりをみせていることから、安全・安心な子どもたちの放課後の居場所を確保し、子どもたちの健全な育成と子育て家庭を支援する必要があります。

## 4 相談体制の充実

### ● 現状と課題 ●

主に子育てに関わっているのは母親であり、アンケート調査結果からは「気軽に相談できる人や場所がない」と答えた方も少なからずみられます。近年では母親の産後うつや育児不安などが問題となっており、母親に対するこころのケアが求められています。

子育てに関する悩みは人それぞれであり、相談することで解決したり、負担が軽減することもあります。また、子育ての悩みが深刻な状態にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

## 5 仕事と子育ての両立支援

### ● 現状と課題 ●

共働き家庭の増加やライフスタイルの多様化が進む中、仕事と家庭生活・子育ての両立が課題となっています。

本市でも、子どもを持つ女性の就業率や就業意向が増加している中で、職場における仕事と子育ての両立支援が必要になっています。

また、全国的に見ても、女性の育児休業の取得率は8割を超えており高い水準を示している一方で、男性の育児休業の取得率は改善傾向にはあるものの5%台と低い状況にあり、仕事の忙しさや育児休業が取りにくい職場の雰囲気から父親の育児への関わりは低い状況にあります。

育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業における理解や配慮も不可欠なことから、今後は男性の働き方の見直しを含めた長時間労働の是正や利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、仕事と子育てが両立できるための支援が必要となります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもは未来を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが笑顔いっぱい元気にかけまわる姿は何ものにも代え難く、私たち大人にとっては喜びや楽しみでもあります。

しかしながら、家族形態が多様化し、地域のつながりが弱まる中で、子育て中の家庭の孤立化、未だ解消されない待機児童問題、さらには保護者の経済状況等による子どもの貧困問題、児童虐待をはじめとする子どもが被害者となる事故や犯罪など痛ましい事件なども多発しており、多くの子育て家庭が子育てへの不安感を抱いているのが現状です。また、近年共働き世帯が増加する中であって、仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が高まってきています。

このような状況の中、子育て家庭やこれから子どもを持つとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するためには、行政をはじめとし、家庭、地域、事業所等が一体となって、みんなで力を合わせて子どもと子育て家庭を支援していかなければなりません。そして、一人ひとりが命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを産み、健やかに育てることができる地域社会を形成していく必要があります。子どもと保護者がともに幸せを感じながら、子育てができるよう、社会全体で支援します。

そのため、本計画においては、前計画の基本理念である「みずほ・未来の子どもたち21」～生きる力の循環するまちへ～を継承しつつ、より具体的な「子どもたちとともに育つまち・みずほ」～安全・安心な子育ての輪～を新たな基本理念に掲げます。子どもの健全育成と子育て家庭の支援に力を注ぎ、子育て家庭が安心して子育てができ、子どもたちとともに夢を持って成長できるまちをめざします。

基 本 理 念

「子どもたちとともに育つまち・みずほ」  
～安全・安心な子育て支援の輪～



## 2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

### 基本目標 1

#### 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり



すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

### 基本目標 2

#### 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり



安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

### 基本目標 3

#### 子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくり



「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

更に、障がい、疾病、虐待、ひとり親家庭、子どもの貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

※本計画の推進を通して、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。  
計画の基本目標に関連するSDGsのアイコンを示しています。

基本理念

「子どもたちとともに育つまち・みずほ」へ安全・安心な子育て支援の輪へ

基本目標 1

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
  - ① 認定こども園の普及
  - ② 教育・保育の質の向上
  - ③ 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
  - ④ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- (2) 放課後児童健全育成事業の推進
  - ① 放課後児童クラブの充実
  - ② 指導員の人材確保
- (3) 多様な保育サービスの充実
  - ① 延長保育の実施
  - ② 保育所一時預かり事業の実施

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策目標・施策

- (1) 3歳未満児の待機児童の解消
  - ① 利用定員の確保
  - ② 幼稚園教諭・保育士の人材確保
- (2) 情報提供・相談体制の充実
  - ① 利用者支援
  - ② 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み
- (3) 母と子の健康の支援
  - ① 妊婦健康診査
  - ② 病児・病後児保育
- (4) 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり

基本目標 3

子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

施策目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
  - ① ファミリー・サポート・センター事業
  - ② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
  - ③ 子育て世代包括支援センター事業
  - ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
  - ① 養育支援訪問事業
  - ② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
  - ③ 困難を有する子どもやその家庭への支援
- (3) 次世代の親の育成



### 1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり



#### (1) 就学前教育・保育の充実

##### ■ 認定こども園の普及

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市では、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及に向け検討していきます。

##### ■ 教育・保育の質の向上

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。乳幼児期の重要性や、特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前教育・保育が重要となっています。

##### ■ 幼稚園教諭・保育士の資質向上

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行います。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

##### ■ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に発達障害のある児童生徒が6.5%在籍していると推定されています。現在、幼稚園、保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障がいの有無に関係なく、同じクラスで生活しています。

そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子供の特性や実態を把握し、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。

更なる関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、発達障害等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

## (2) 放課後児童健全育成事業の推進 .....

### ■ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内の小学校区において引き続き放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組みます。放課後児童クラブの運営にあたっては、利用児童の思いを受け止め、心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、余裕教室の活用等による施設確保や、入所定員の弾力運用により待機児童の発生防止に努めます。さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を検討します。

### ■ 指導員の人材確保

保護者ニーズに沿った人員配置ができるよう、新規資格取得者の確保や就労支援を進め、指導員の人材確保に取り組みます。

## (3) 多様な保育サービスの充実 .....

### ■ 延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、ニーズに対応できるように努めます。

### ■ 保育所一時預かり事業の実施

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

## 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり



### (1) 3歳未満児の待機児童の解消

#### ■ 利用定員の確保

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、民間保育所・認定こども園の誘致や保育所定員の拡大を検討するなど待機児童の解消を図ります。また、地域型保育事業で対応することも検討していきます

#### ■ 幼稚園教諭・保育士の人材確保

全国的に教育・保育に携わる人材不足は深刻な状況にあります。しかし、保護者ニーズに応えるために人材の確保は喫緊の課題です。そのために、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等の対策を行います。

### (2) 情報提供・相談体制の充実

#### ■ 利用者支援

市役所の窓口において、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。また、外国籍の児童へ向けた、外国語による情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を図ります。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

職員研修により、支援者の育成と資質向上に努めます。

また、誰もが安心して出産や子育てができるよう、ポータルサイトやSNS等を活用した、情報発信・相談体制の強化に取り組みます。

#### ■ 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み

市内の地域子育て支援センターでは、地域の子育て支援拠点として、就学前までの親子が自由に遊び、交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

### (3) 母と子の健康の支援 .....

#### ■ 妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

#### ■ 病児・病後児保育

病児・病後児保育については、保護者のニーズなどを把握しながら実施に向けて検討していきます。

### (4) 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり .....

仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図り、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。

企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取り組み事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取り組みを促進し、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけを図っていきます。

また、育児の負担が女性に偏らないようにするため、男性に向けた育児に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促します。

### 3 子育て家庭を地域のみんで支える環境づくり



#### (1) 地域での子育て支援の充実

##### ■ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をして欲しい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげていきます。

##### ■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

市内の地域子育て支援センターにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どもも共に学び、成長していくことができる機会を一層充実して、子育ての不安感等を軽減します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

##### ■ 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として、健康推進課内に開設しました。母子健康手帳の交付及び出生時の面談は専門職（助産師や保健師）による個別面談を実施、面談時に「セルフプラン」の作成、妊産婦・乳児の状況やニーズに応じた情報提供や助言を行います。また、専門職による相談窓口を明確化することにより、子育ての不安等を軽減し、切れ目ない支援を行います。

##### ■ 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるご家庭に助産師が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児に関する話をお聴きすることで、虐待や育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援していきます。



## (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 .....

### ■ 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

### ■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育が出来ない場合に児童福祉施設等で養育保護を行う事業です。

多様なニーズに対応するため、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になってきています。

今後は事業のより一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

### ■ 困難を有する子どもやその家庭への支援

子どもの貧困は、人間形成の重要な時期に、さまざまな機会が奪われることにより、成長・発達に大きな影響をおよぼし、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。このような状況下で、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援や必要な環境整備、教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

また、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行っていきます。

ひとり親家庭等においては、就労支援員及び母子・父子自立支援員による就労支援や、経済的自立に効果的な資格を取得するために就学する場合の生活費の負担軽減のため等の高等職業訓練促進給付金等の支給を継続実施します。

## (3) 次世代の親の育成 .....

中学校の授業において、全生徒が乳幼児の保育を体験する機会を通して、命の大切さを実感するとともに、家庭や子育てについて考える機会を提供します。

児童期から子育てへの関心を深め、次世代を担う子ども達の個性や能力を活かした成長を促します。

### 1 教育・保育提供区域の設定

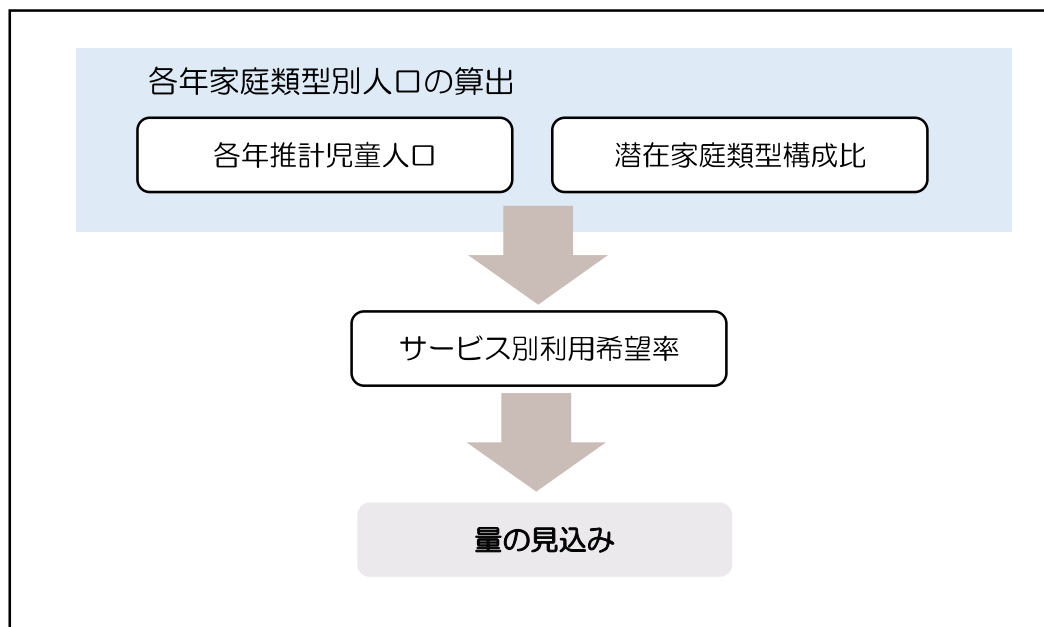
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、市全域を一つの単位とします。

## 2 量の見込みの考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成31年2月に実施したニーズ調査の結果を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

図表 32 量の見込みの算出の基本手順



### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 幼稚園、保育所 .....

##### 【事業内容】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

##### 【現状】

本市では、令和2年3月時点で保育所が9園（公立8園、私立1園）、幼稚園が1園（公立）、認定こども園が2園（私立）、小規模保育施設が3園（私立）あり、それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

##### 【今後の方向性】

保育所については、3歳未満児で待機児童が発生しており、公私連携型による民間保育施設の誘致を積極的に実施するとともに、変動する需要数を想定して、地域型保育による確保、認可外保育施設の認可への支援も推進し、計画期間において待機児童を解消していくよう努めていきます。

また、幼稚園については、およそ半数が市外の幼稚園に通っている現状があり、調査結果からも市内の定員枠を超える幼稚園ニーズに対応できるよう、認定こども園の整備等を含め検討していきます。

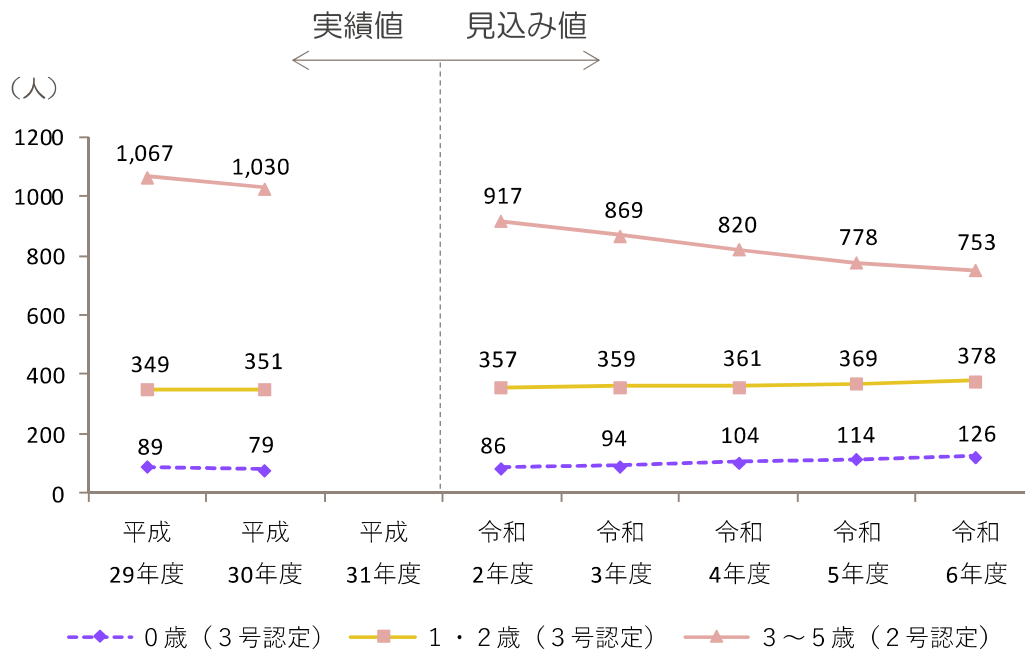
今後、保育ニーズに対応するための公立幼稚園と公立保育所の適正な規模についての整備検討を行い、定員の確保を進めていきます。

(2) 教育・保育の現状 .....

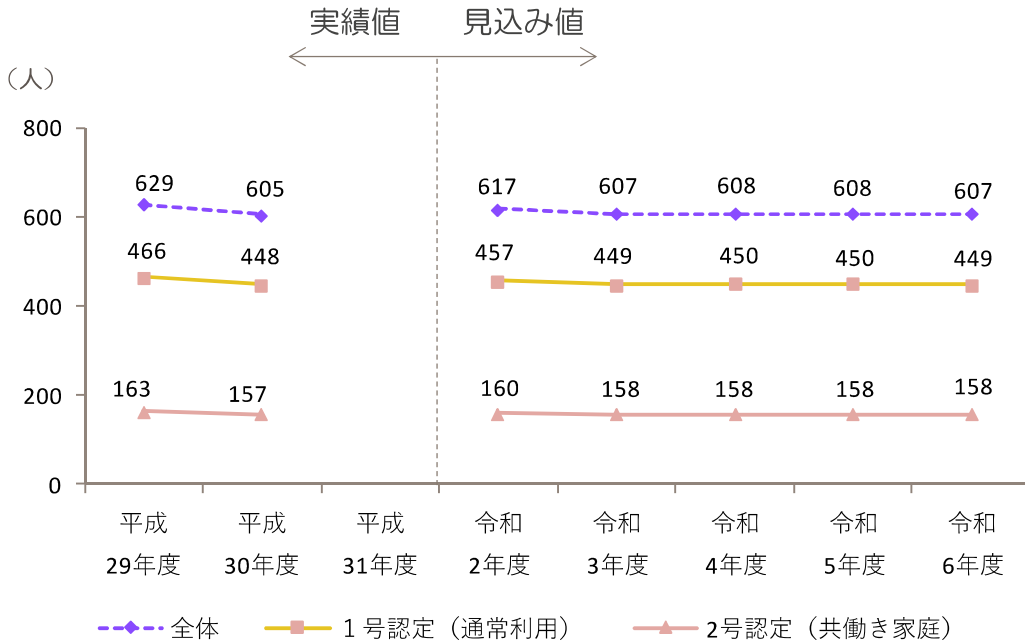
図表 33 施設毎現在の利用状況（平成31年4月1日現在の利用人数）

施設種別	認定区分	1号	2号	3号	
	年次	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育の利用希望	教育の利用希望が強い	保育が必要	
幼稚園		241人			
認定こども園（幼稚園部分）		29人			
認定こども園（保育園部分）			102人	2人	68人
保育所			899人	16人	262人
施設定員		367人		1,590人	

図表 34 ニーズ量の実績と見込み（保育所）



図表 35 ニーズ量の実績と見込み（幼稚園）



**(3) 今後の方向性** .....

保育所については、3歳未満児で待機児童が発生しており、保育のニーズは高まっていることから、地域型保育による確保を推進し、計画期間において待機児童を解消していくよう努めていきます。

また、幼稚園利用のニーズに対応するため、公立保育所の整備検討を行い、認定こども園への移行の検討を進めていきます。

**(4) 教育・保育の提供体制の確保の内容** .....

**【令和2年度】**

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方針						
量の見込み		457人	160人	917人	86人	357人
確保方針	特定教育・保育施設	294人	1,294人	51人	356人	
	確認を受けない幼稚園	323人				
	地域型保育事業			15人	35人	
	認可外保育施設			5人	32人	
	計	617人	1,294	71人	423人	
過不足		0人	377人	△15人	66人	

**【令和3年度】**

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方針						
量の見込み		449人	158人	869人	94人	359人
確保方針	特定教育・保育施設	283人	1,304人	61人	346人	
	確認を受けない幼稚園	324人				
	地域型保育事業			15人	35人	
	認可外保育施設			5人	32人	
	計	607人	1,304人	81人	413人	
過不足		0人	435人	△13人	54人	

【令和4年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		450人	158人	820人	104人	361人
確保方策	特定教育・保育施設	284人		1,303人	67人	340人
	確認を受けない幼稚園	324人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	608人		1,303人	93人	420人
過不足		0人		483人	△11人	59人

【令和5年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		450人	158人	778人	114人	369人
確保方策	特定教育・保育施設	293人		1,264人	81人	356人
	確認を受けない幼稚園	315人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	608人		1,264人	107人	436人
過不足		0人		486人	△7人	67人

【令和6年度】

認定区分		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み・確保方策						
量の見込み		449人	158人	753人	126人	378人
確保方策	特定教育・保育施設	301人		1,247人	100人	346人
	確認を受けない幼稚園	306人				
	地域型保育事業				21人	48人
	認可外保育施設				5人	32人
	計	607人		1,247人	126人	426人
過不足		0人		494人	0人	48人